

**団体信用生命保険高度障害保険金
不担保特約(非幹事専用)条項**

アクサ生命保険株式会社

団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約（非幹事専用）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、団体信用生命保険契約に付加することにより、主契約に適用される普通保険約款に定める高度障害保険金の支払を行わないことを目的とするものです。

（特約の締結、被保険者および効力発生時）

第1条 この特約は、団体信用生命保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または主契約の契約応当日に、保険契約者の申出によって、当会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。ただし、当会社との協議により、主契約の契約日の月ごとの応当日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）に主契約に付加して締結することができます。

- ② 主契約に適用される普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の被保険者に関する規定に定める要件を満たす者で、かつ、第3条（特約の被保険者資格）第1項の資格を有する者は、当会社が申込を承諾した場合に協議で定めるところによりこの特約の被保険者となります。
- ③ この特約の効力発生時は、協議により定めます。

（特約が付加された保険契約の被保険団体）

第2条 特約が付加された保険契約において、主約款に定める被保険団体とは、協議で定めるところにより、主契約およびこの特約の被保険者の集団（この集団に属する被保険者にかかる保障を、以下「死亡部分」といいます。）と、主契約のみに加入した被保険者の集団（この集団に属する被保険者にかかる保障を、以下「死亡・高度障害部分」といいます。）から構成されるものとします。

- ② この特約は死亡部分について適用し、死亡・高度障害部分については、この特約に死亡・高度障害部分に関する定めがある場合を除き、主約款に定めるところにより取り扱いません。

（特約の被保険者資格）

第3条 この特約の被保険者になることができる者は、当会社が定める要件を満たす者であることを要します。

- ② 被保険者が前項の資格を欠いた場合には、その日から主契約およびこの特約の被保険者でなくなります。
- ③ 前項の場合、主契約およびこの特約のその被保険者に対する部分は第1項の資格を欠いた日をもって消滅します。

(特約の被保険者の数)

第4条 この特約の被保険者の数は、当会社の定める数以上であることを要します。

(特約が付加された保険契約の保険料の計算)

第5条 この特約が付加された保険契約の保険料は、死亡部分にかかる保険料（以下「死亡保険料」といいます。）および死亡・高度障害部分にかかる保険料（以下「死亡・高度障害保険料」といいます。）ごとに、主約款の保険料の計算に関する規定に基づき、それぞれ計算します。

(特約が付加された保険契約の保険料の払込)

第6条 保険契約者は、死亡保険料を死亡・高度障害保険料とともに払い込むことを要します。ただし、当社との協議がある場合は、協議に定めるところにより払い込むことを要します。

- ② 死亡・高度障害保険料および死亡保険料がいずれも払い込まれた時に、主約款に定める保険料の払込があったものとします。
- ③ 前2項に定めるほか、特約が付加された保険契約の保険料については、主約款の規定に基づき取り扱います。

(特約の失効)

第7条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第8条 当社は、この特約の復活の請求があった場合には、主契約の復活を承諾したときに限り、主契約と同時に、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

- ② 主契約の復活請求の際に、保険契約者からの別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとみなします。

(主約款の高度障害保険金の支払および請求手続に関する規定の不適用)

第9条 当社は、この特約の被保険者については、主約款の高度障害保険金の支払および請求手続に関する規定は適用しません。

(猶予期間中の保険事故)

第10条 保険料払込の猶予期間中に死亡保険金の支払事由が生じた場合には、当社は、払込期日が到来している未払込保険料の総額がその猶予期間中に払い込まれたときに限り、死亡保険金を支払います。

(重大事由による解除)

第11条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

(その他の解除)

第12条 この特約のその他の解除については、主約款のその他の解除に関する規定を準用します。

(特約からの被保険者の脱退)

第13条 この特約からの被保険者の脱退については、主約款の被保険者の脱退に関する規定を準用して取り扱います。

② 前項の規定により特約の被保険者でなくなった者については、第3条(特約の被保険者資格)第3項を準用します。

(特約の解約)

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

(特約の消滅)

第15条 主契約の全部または一部が消滅した場合には、この特約の全部またはその被保険者に対する部分は、同時に消滅します。

(返戻金)

第16条 この特約の全部または一部が消滅した場合には、払い戻すべき金額はありません。

(協議内容の決定および変更)

第17条 次の各号の事項については、この特約の締結の際、保険契約者と当会社とが協議のうえ定めます。

1. 主契約の協議内容に準じる事項
2. その他必要な事項

② 前項の規定によって定められた事項については、この特約の締結後においても保険契約者と当会社とが協議のうえ、当会社の定めた範囲内で変更することができます。

③ 本条の規定によって定められた事項は、特約内容の一部となるものとします。

(特約の契約期間)

第18条 特約の契約期間は、特約を締結した直後に到来する主契約の契約応当日の前日までの期間をいい、以後、特約の契約期間満了日の翌日にこの特約の被保険者の数が当会社の定める数を下回らないときは、特約の契約期間をその契約期間満了日の翌日から1年延長し

ます。

- ② 当社は、特約の契約期間満了日の翌日に、死亡部分にかかる平均保険料率を再計算します。
- ③ 前項の平均保険料率には、特約の契約期間満了日の翌日における保険料率を用います。
- ④ 保険契約者は、特約の契約期間満了日までに特約の契約期間を延長しない旨を当社に通知することにより、この特約の契約期間を満了とすることができます。

(主約款の規定の準用)

第19条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

(主約款に定める連生被保険者に関する特則)

第20条 この特約を主約款に定める連生被保険者に適用する場合には、同一債務に対して連帯して債務を負う連生被保険者のすべてがこの特約の被保険者となることを要します。

